

商店街活力UP事業実施要領

第1 目的

商業機能のみならず「まち」の顔として地域コミュニティの機能を担ってきた商店街のにぎわいを回復するため、商店街等が主体的に取り組む大型店にはない個性的な魅力づくりや公益的機能の導入など商店街の活性化・課題解決のための事業を支援する。

第2 商店街の定義

この要領において、「商店街」とは、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者が相当数近接してその事業を営み、社会通念上、消費者にとってまとまった買い物の場として認識されている区域（その中に人又は車両の通行が可能な道路が存するものに限る。）をいう。

第3 補助対象事業の実施主体

第4に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）の実施主体は、補助対象事業を実施しようとする団体であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 団体の責任者及び管理監督者として、18歳以上の者が1名以上いること
- (2) 暴力団、あるいは宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと
- (3) 愛媛県が構成員となっている団体でないこと（オブザーバーを除く）
- (4) 市町及び市町のみで構成された団体でないこと

第4 補助対象事業の内容

補助対象事業は、愛媛県内の商店街と連携して実施する商店街又は周辺地域の活性化・課題解決に資する次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) DX推進
- (2) インバウンド促進
- (3) 魅力発信
- (4) 買い物弱者対策
- (5) 後継者育成
- (6) その他知事が認める活性化・課題解決に資するもの

第5 補助期間

補助期間は、原則として商店街活力UP事業費補助金交付要綱第5条による交付決定の日から交付決定の日が属する年度の1月31日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りではない。

第6 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業を適切に実施し得るために必要な経費で知事が必要と認めるものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和５年５月２５日から施行する。

附則

この要領は、令和６年５月８日から施行する。

附則

この要領は、令和７年４月１５日から施行する。

附則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。